

## 令和3年度港区子育て世帯への臨時特別給付金の追加支給について

区は、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による、平成15年4月2日以降に生まれた児童を対象に、一人当たり10万円相当を給付する令和3年度子育て世帯等臨時特別事業に基づき、令和3年度港区子育て世帯への臨時特別給付金の支給に取り組んでいます。

区は、令和3年9月分の児童手当を受給している人を対象に、令和3年12月24日に先行の5万円を支給します。このたび、残りの5万円相当の取扱いについても、現金5万円による支給とし、年内に追加で支給することとしました。

### 1 概要

#### (1) 追加給付額

児童一人当たり現金50,000円

#### (2) 支給対象者

平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童を養育している世帯で、令和2年中の所得が児童手当の所得制限の限度額未満の世帯

#### (3) 対象者数（想定）

19,000人

#### (4) 追加経費見込

事業費 950,000千円

事務費 2,279千円

#### (5) 財源

事業費、事務費とも国庫補助の対象（補助率10/10）

### 2 今後のスケジュール（予定）

#### (1) 令和3年9月分の児童手当を受給している世帯

令和3年12月24日 先行の5万円を支給

12月28日 追加の5万円を支給

#### (2) 令和3年10月1日以降に出生した児童の世帯及び申請が必要な公務員、高校生のみを扶養している世帯

令和4年1月以降、順次支給